

4. 手帳の交付

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、同法の適用者である証となり、障害者総合支援法等による各種の福祉サービスを受ける際に必要な手帳です。

○ 交付を受けられる人及び障害程度

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害があり、その障害の程度が次表(身体障害者障害程度等級表)の1級から6級に該当するものと都道府県知事(政令指定都市、中核市においては市長)が認めた人

○ 手続

県又は新潟市の指定医師による診断書・意見書、写真を添えて申請してください。

○ 窓口

市福祉事務所、町村役場の福祉担当課 (所在地等は【資料編】1及び4を参照)

○ 手帳交付事務取扱機関

新潟県中央身体障害者更生相談所、新潟市身体障がい者更生相談所

② 療育手帳

療育手帳は、知的障害児・者が、障害者総合支援法等による各種の福祉サービスを受けるために利用する手帳です。

○ 交付を受けられる人及び障害程度

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、次表に該当すると判定された人

| 障害程度 | 内 容 |
|------------|---|
| A (重度) | 1 知能指数がおおむね35以下で日常生活において常時介助又は監護を必要とする人 2 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害 [※] を有し、知能指数がおおむね50以下であって、日常生活において常時介助又は監護を必要とする人 |
| B (その他) | 重度に該当しない人 |

※身体障害の程度は、身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当するもの。

○ 手続

申請書に写真を添えて提出し、別に指定される日に児童相談所又は知的障害者更生相談所の面接判定を受けます。

○ 窓口

市福祉事務所、町村役場の福祉担当課 (所在地等は【資料編】1及び4を参照)

○ 手帳交付事務取扱機関

新潟県各児童相談所及び知的障害者更生相談所、新潟市児童相談所・知的障がい者更生相談所

身 体 障 害 者 障 害

| 級 別 | | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|--------------------------|--------------------------|--|---|--|---|
| 視 覚 障 害 | 視 力 | 視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの | 1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの | 1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの | 1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの |
| | 聴 覚 障 害 | | 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう） | 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） | 1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の音音明瞭度が50パーセント以下のもの |
| 聴覚又は平衡機能の障害 | | | | 平衡機能の極めて著しい障害 | |
| 平衡機能障害 | | | | 平衡機能の極めて著しい障害 | |
| 音声機能、言語機能、又はそしやく機能の障害 | | | | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失 | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害 |
| 肢 体 | 上 肢 | 1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの | 1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの | 1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの | 1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害 |
| | | 1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの | 1 両下肢をショパ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの | 1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの |
| 不 自 由 | 体 幹 | 体幹の機能障害により座っていることができないもの | 1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの | 体幹の機能障害により歩行が困難なもの | |
| | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの | 移動機能 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 注2 | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 注3 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害 | 心臓機能障害 | 心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | | 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | じん臓機能障害 | じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | | じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | 呼吸器機能障害 | 呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | | 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | ぼうこう又は直腸の機能障害 | ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | | ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | 小腸機能障害 | 小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | | 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。） | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | 肝臓機能障害 | 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。） | 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |

注1 太線の左側は第1種身体障害者、右側は第2種身体障害者をさす。

注2 両上肢の場合は第1種身体障害者、一上肢の場合は第2種身体障害者となる。

注3 両下肢の場合は第1種身体障害者、一下肢の場合は第2種身体障害者となる。

程 度 等 級 表

(平成 31 年 1 月改正)

| 5 級 | 6 級 | 7 級 | 備 考 |
|--|--|---|---|
| 1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの | 視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの | | 1 同一の等級について 2 つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、2 つの重複する障害が特に本表中に指定されている場合は、その該当等級とする。 2 肢体不自由において、7 級の障害が 1 つのみでは手帳交付にならないが、7 級の障害が 2 つ以上重複する場合又は 6 級以上の障害と重複する場合は手帳交付の対象となる。 3 異なる等級について、2 つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節（1P）その他の指については近位指節間関節（PIP）又はこれより近部を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節間関節を含め、これより遠位部の障害をいい、おや指については対立運動障害を含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。 |
| 平衡機能の著しい障害 | 1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの | | |
| | | | |
| 1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 | 1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの | 1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの | |
| 1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの | 1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害 | 1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの | |
| 体幹の機能の著しい障害 | | | |
| 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの | 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの | 上肢に不随意運動・失調等を有するもの | |
| 不随意運動・失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの | 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの | 下肢に不随意運動・失調等を有するもの | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

③精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付されるもので、障害者総合支援法等による各種の福祉サービス等を受けることができます。

○交付を受けられる人及び障害程度

精神疾患を有する者(精神保健福祉法第5条の定義による精神障害者)のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者。

統合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、発達障害(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等)及びその他の精神疾患のすべてが対象であるが、知的障害は含まれない。

| 障害等級 | 内容 |
|------|---|
| 1級 | 精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| 2級 | 精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの |
| 3級 | 精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの |

○手続

申請書に、医師の診断書又は、精神障害を支給事由とする障害年金の年金証書等及び直近の振込通知書又は支払通知書、写真を添付して申請して下さい。

○窓口

市町村精神保健福祉担当課 (所在地等は【資料編】2及び4を参照)